

香川県出先機関事務決裁規則及び生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年7月17日

香川県知事 池田 豊 人

**香川県規則第43号**

香川県出先機関事務決裁規則及び生活保護法施行細則の一部を改正する規則  
(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

第1条 香川県出先機関事務決裁規則(昭和44年香川県規則第5号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表3 (第3条、第4条関係) 小豆総合事務所の個別決裁事項						別表3 (第3条、第4条関係) 小豆総合事務所の個別決裁事項							
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分			課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等					所長等	次長	課長等
略						略							
生活 福祉 課	1 生活保護 法関係事務 法…生活保 護法	(1)～(11) 略	略				生活 福祉 課	1 生活保護 法関係事務 法…生活保 護法	(1)～(11) 略	○	○		
		(12) <u>進学・就職準備給付金を支給すること。(法55条の5第1項)</u>											
		(13)～(22) 略											
2 略						2 略							
略						略							
別表4 (第3条、第4条関係) 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項						別表4 (第3条、第4条関係) 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項							
1～8 略						1～8 略							
9 保健福祉事務所						9 保健福祉事務所							
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分			課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等					所長等	次長	課長等
健康福祉 総務課・ 生活福祉 総務課	1 生活保護法 関係事務 法…生活保護 法	(1)～(11) 略	略				健康福祉 総務課・ 生活福祉 総務課	1 生活保護法 関係事務 法…生活保護 法	(1)～(11) 略	○	○		
		(12) <u>進学・就職準備給付金を支給すること。(法55条の5第1項)</u>											
		(13)～(22) 略											
2～5 略						2～5 略							
略						略							
10～32 略						10～32 略							

(生活保護法施行細則の一部改正)

第2条 生活保護法施行細則(平成2年香川県規則第37号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(進学・就職準備給付金の申請書)

第26条 省令第18条の9第1項に規定する申請書は、進学・就職準備給付金申請書 (第63号様式) によるものとする。

(進学・就職準備給付金支給 (不支給) 決定通知書)

第27条 事務所長は、法第55条の5第1項の規定による進学・就職準備給付金の支給又は不支給を決定したときは、当該申請者に対し進学・就職準備給付金支給 (不支給) 決定通知書 (第64号様式) により通知するものとする。

(進学準備給付金の申請書)

第26条 省令第18条の9第1項に規定する申請書は、進学準備給付金申請書 (第63号様式) によるものとする。

(進学準備給付金決定通知書)

第27条 事務所長は、法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給を決定したときは、当該申請者に対し進学準備給付金決定通知書 (第64号様式) により通知するものとする。

第61号様式（第24条関係）

年 月 日

就 労 自 立 給 付 金 申 請 書

香川県 事務所長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)

4 就労自立給付金振込先

公金受取口座  利用する  利用しない

※ 上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出下さい。

第61号様式（第24条関係）

年 月 日

就 労 自 立 給 付 金 申 請 書

香川県 事務所長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)

4 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合のみ、下記に記載をお願いいたします。

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合  
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支 店 名 \_\_\_\_\_ 支店（ゆうちょ銀行除く）

記 号      支店（ゆうちょ銀行のみ記載）

預 金 種 類  普通預金  当座預金  
(該当する□にチェックを入れてください。)

口 座 番 号       (右につめてご記載ください。)  
(フリガナ)

口 座 名 義 人 \_\_\_\_\_

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

年 月 日

進学・就職準備給付金申請書

香川県

事務所長 殿

申請者 住所  
(進学する者又は就職する者) 氏名  
個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。  
記

- 1 世帯主の氏名 \_\_\_\_\_
- 2 申請者の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 3 進学・就職する先 (大学等名・会社名等)  
名称 \_\_\_\_\_
- 4 進学・就職後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)  
 進学・就職前の住宅と同じ  
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)  
居住 (予定) 地 \_\_\_\_\_
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができる見込まれる理由  
\_\_\_\_\_

6 関係書類

(1) 進学の場合

- ① 入学手続きに着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか  
・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し  
・ 入学金延納 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し  
・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等の写し
  - ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
  - ③ その他支給決定に当たり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

- ① 就職する見込みがあることが確認できる書類として、以下のいずれか  
・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等  
・ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し  
・ その他確実に就職先に就職することを証する書類
  - ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先 (申請者名義の口座に限ります。)

公金受取口座  利用する  利用しない

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金受取先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合  
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 \_\_\_\_\_ 支店 (ゆうちょ銀行除く)

記号 \_\_\_\_\_ 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類  普通預金  当座預金  
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号 \_\_\_\_\_ (右につめてご記載ください。)

(フリガナ)

口座名義人 \_\_\_\_\_

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

年 月 日

進学準備給付金申請書

香川県

事務所長 殿

申請者 住所  
(大学等に進学する者) 氏名  
個人番号

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。  
記

- 1 世帯主の氏名 \_\_\_\_\_
- 2 大学等に進学する者の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 3 進学先 (学校名) \_\_\_\_\_
- 4 進学後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)  
 大学等進学前の住宅と同じ  
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)  
居住 (予定) 地 \_\_\_\_\_

5 関係書類

- (1) 入学手続きに着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか  
・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し  
・ 入学金延納 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し  
・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書、進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等の写し
- (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し
- (3) その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書、賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

6 進学準備給付金振込先 (大学等に進学する者の口座に限ります。)

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合  
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 \_\_\_\_\_ 支店 (ゆうちょ銀行除く)

記号 \_\_\_\_\_ 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類  普通預金  当座預金  
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号 \_\_\_\_\_ (右につめてご記載ください。)

(フリガナ)

口座名義人 \_\_\_\_\_

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

第64号様式（第27条関係）

第 号  
年 月 日

様

香川県 事務所長 印

進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった生活保護法による進学・就職準備給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給の可否
- 2 進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法
- 3 不支給の場合、その理由
- 4 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

備考

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。  
また、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。
- 2 進学・就職準備給付金は、所得税及び個人住民税は課されず、国税又は地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第2条による改正前の生活保護法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

第64号様式（第27条関係）

第 号  
年 月 日

様

香川県 事務所長 印

進学準備給付金決定通知書

年 月 日付けで申請のあった生活保護法による進学準備給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 支給を決定した理由
- 3 進学準備給付金の支給日及び支給方法
- 4 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

備考

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。  
また、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。
- 2 進学準備給付金は、所得税及び個人住民税は課されず、国税又は地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。